

## 第1章 社会保障制度の概要

図表1-4 児童手当制度の概要

児童手当制度(昭和47年創設)			
制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童(住基登録者:外国人含む) ※対象児童1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>
手当月額 (一人当たり)	0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付) ※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合) [令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 (子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当)]		
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和4年度予算:1兆9,988億円 [国負担分:1兆951億円、地方負担分:5,476億円] [事業主負担分:1,637億円、公務員分:1,925億円]		

子ども家庭庁 HP (<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/gaiyou>)

## 第2章 社会保障制度の財源

●参照2：国立社会保障人口問題研究所『社会保障費用統計（令和3(2021)年度）』

(<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R03/R03.pdf>)

図表2-1 社会保障給付費・国内総生産・国民所得の推移

表3 社会保障給付費

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
総額(億円)	1,200,690	1,213,999	1,239,243	1,322,149	1,387,433
対前年度増減額(億円)	17,564	13,309	25,243	82,907	65,283
対前年度増減率(%)	1.5	1.1	2.1	6.7	4.9
対GDP比(%)	21.61	21.81	22.26	24.60	25.20
対前年度増減分(ポイント)	△0.11	0.21	0.44	2.34	0.61
一人当たり(千円)	947.6	960.1	982.2	1,048.1	1,105.5
対前年度増減額(千円)	15.5	12.5	22.1	65.9	57.4
対前年度増減率(%)	1.7	1.3	2.3	6.7	5.5

(資料) 人口は、総務省統計局「人口推計-2021年10月1日現在」。

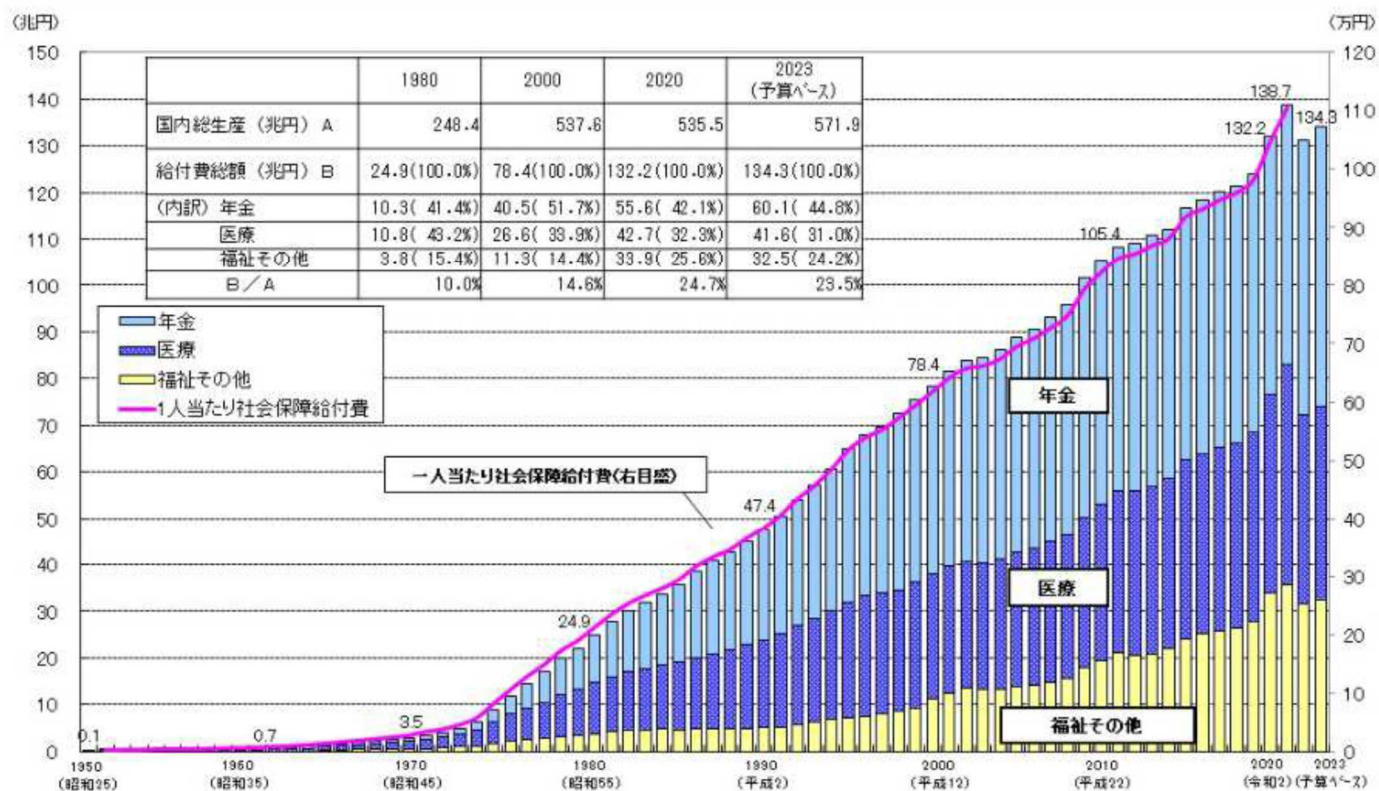
GDPは、内閣府「2021年度(令和3年度)国民経済計算年次推計」による。

GDP(Gross Domestic Product) = “国内”総生産  
国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額

<出所:『社会保障費用統計(令和3年度)』表3>

<出所:●参照2 p4 表3>

図表2-2 部門別社会保障給付費の推移

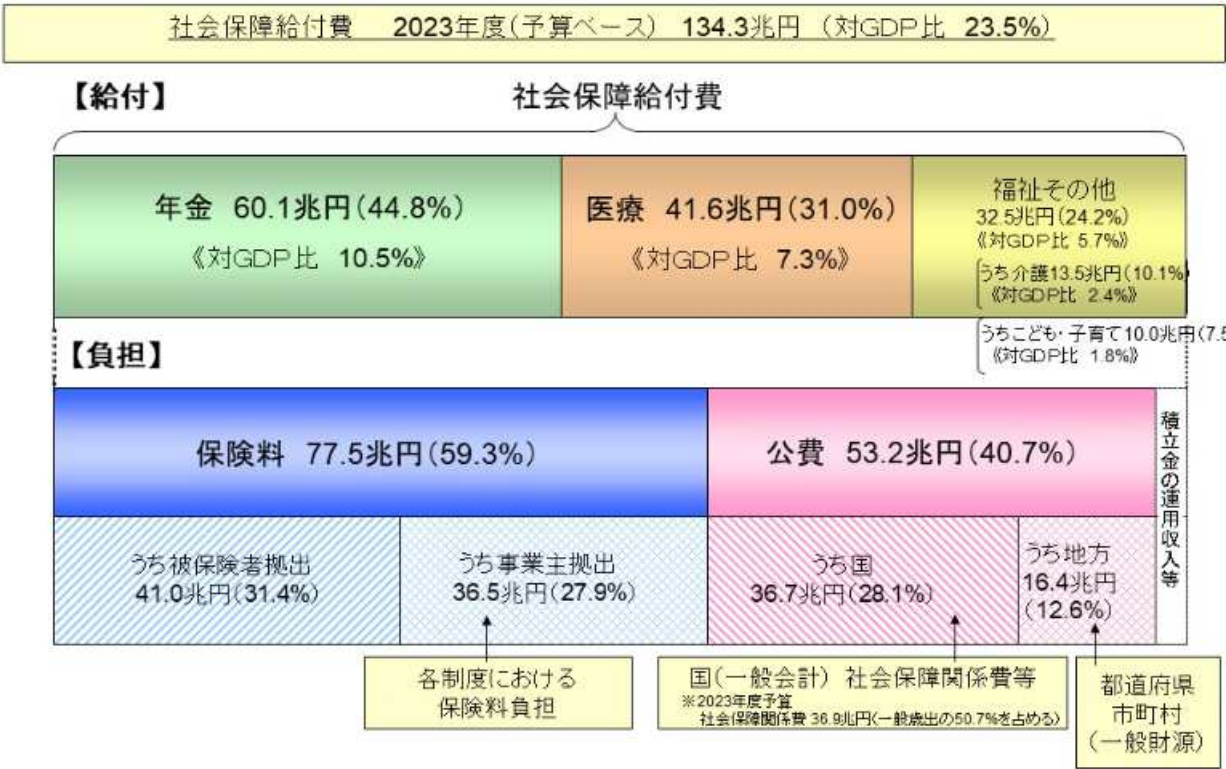


厚生労働省 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21509.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html))

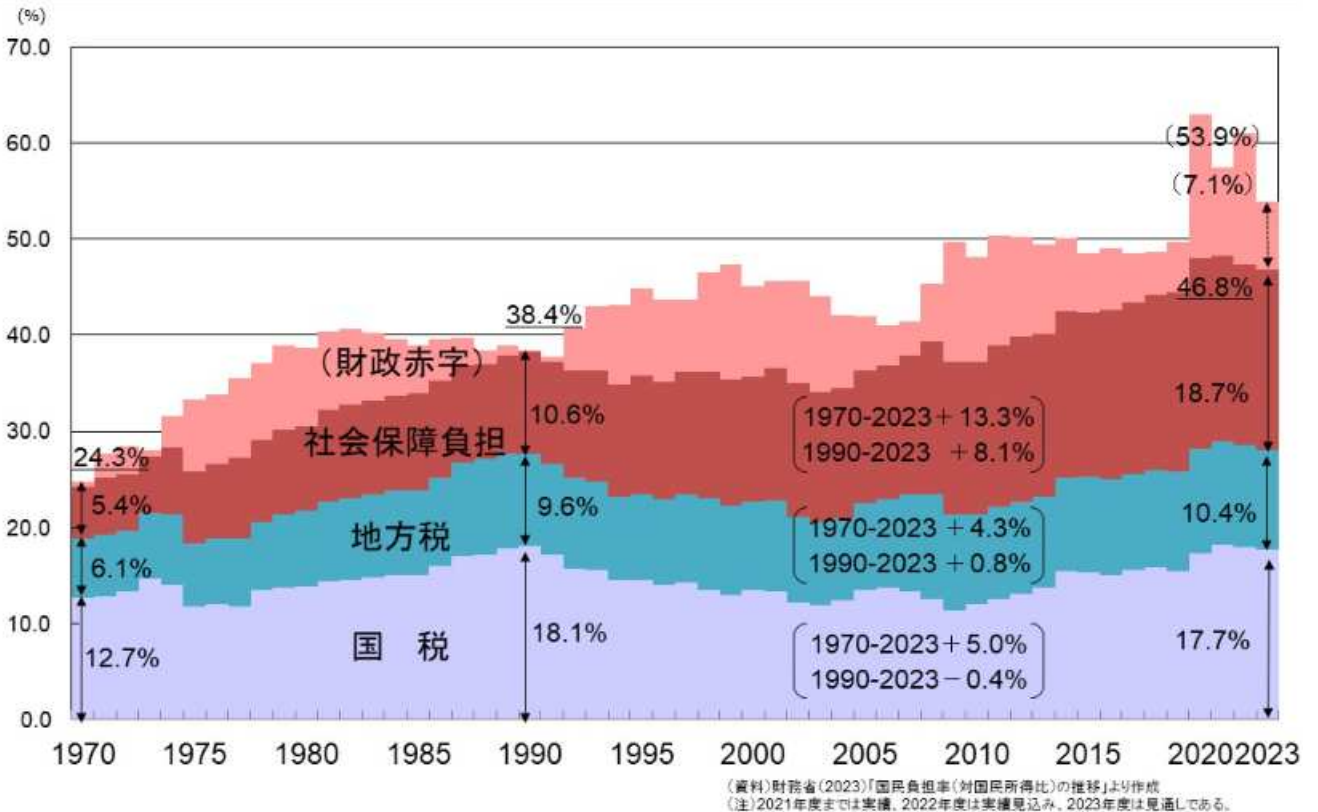
図表 2-3 社会保障財源の推移

図表 2-4 社会保障財源の公費負担における国・地方の割合の推移

**社会保障の給付と負担の現状(2023年度予算ベース)**



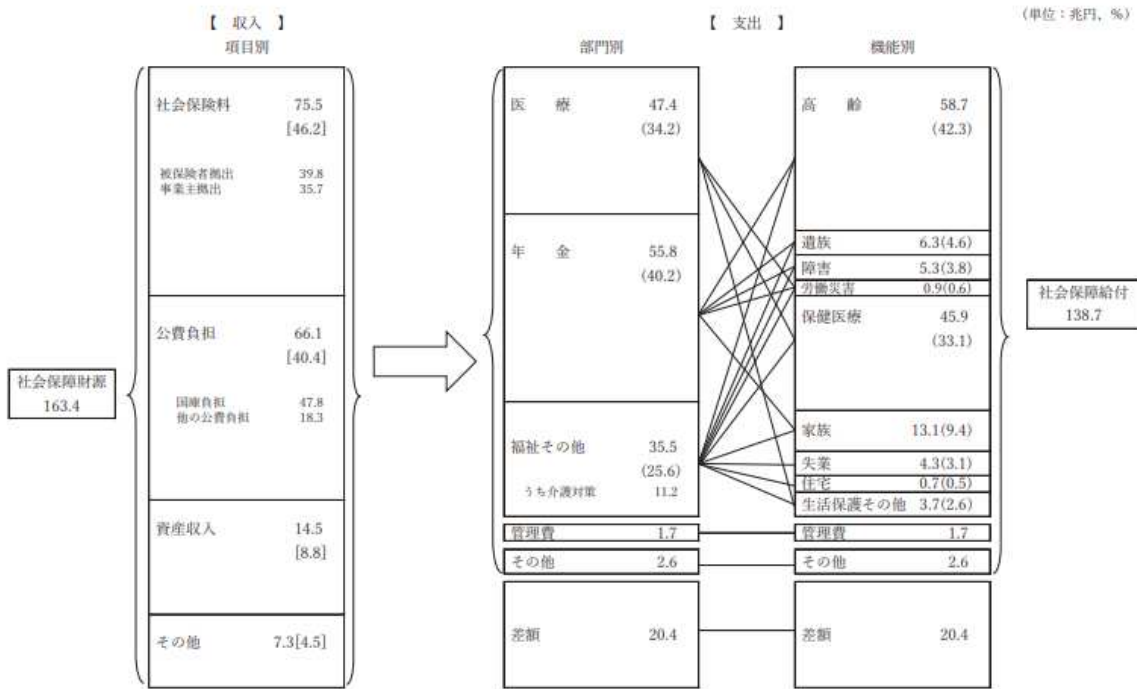
**国民負担率(租税負担、社会保障負担)の推移**



厚生労働省 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21509.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html))

図表 2-5 社会保障財源と社会保障給付のイメージ図

参考図 ILO 基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図 (2021 年度)

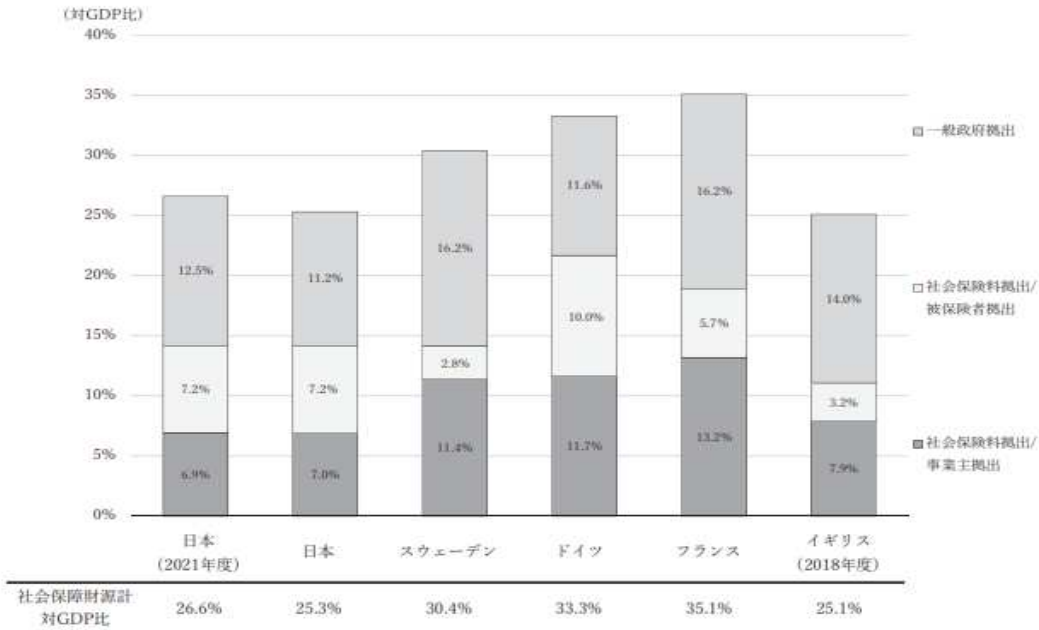


- (注)
- 2021年度の社会保障財源は163.4兆円（他制度からの移転を除く）であり、〔 〕内は社会保障財源に対する割合。
  - 2021年度の社会保障給付費は138.7兆円であり、（ ）内は社会保障給付費に対する割合。
  - 収入のその他には積立金からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。
  - 差額は社会保障財源（163.4兆円）と社会保障給付費、管理費、運用損失、その他の計（143.1兆円）の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。

< 出所：●参照 2 p10 >

図表 2-6 社会支出の国際比較

図 4 社会保障財源 (EU 基準) の国際比較 (対 GDP 比) (2020 年度)



- (注)
- 社会保障財源のうち、「他の収入」（公的年金の運用収入等）を除外している。
  - イギリスについては、欧州連合からの離脱に伴い、2019年度以降のデータソース等が更新されていない。
- (資料) 諸外国の対国内総生産比は、EUROSTAT ESSPROS Database (2023年6月19日時点)による。日本の国内総生産は内閣府「2021年度(令和3年度)国民経済計算年次推計」による。
- (出所) 「令和3年度社会保障費用統計」時系列表第15表より作成。

< 出所：●参照 2 p9 >

図表 2-7 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較



(注) イギリスは、欧州連合からの離脱に伴い、2019 年度以降のデータソース等が変更されており留意が必要であるため、参考値として掲載。2020 年度は「積極的労働市場政策」の数値が公表されていない。

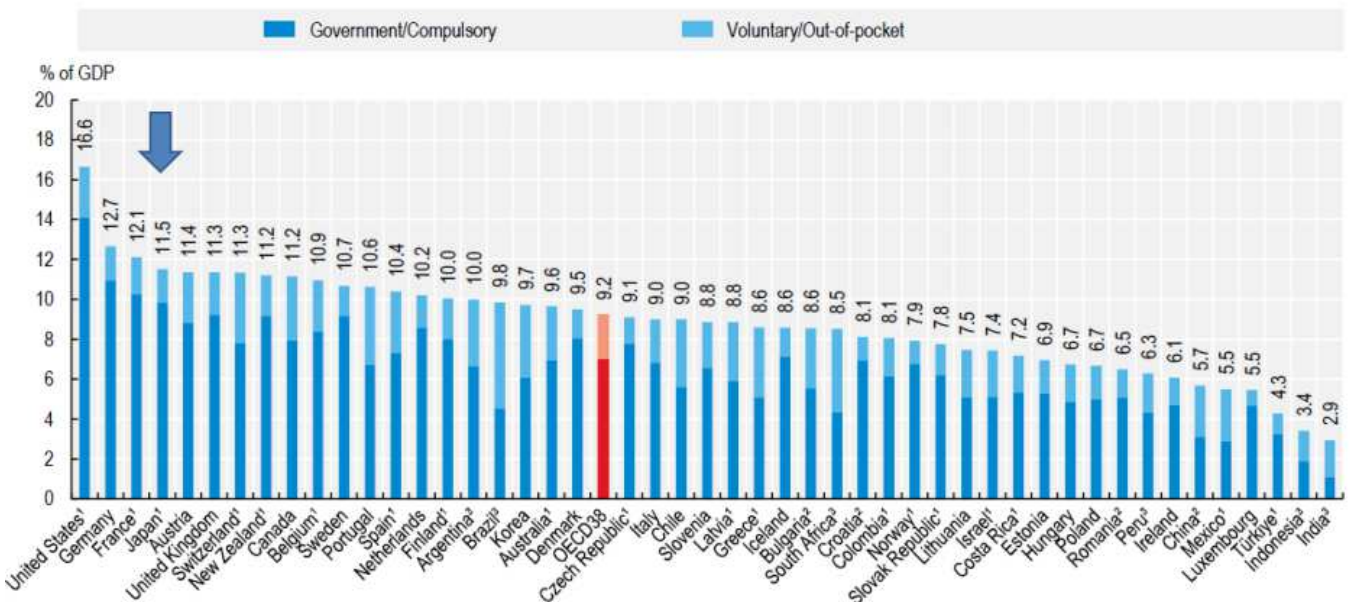
(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database (2023 年 5 月 11 日時点) による。国内総生産については、日本は内閣府「2021 年度（令和 3 年度）国民経済計算年次推計」、諸外国は OECD Social Expenditure Reference Series (2023 年 5 月 11 日時点) による。諸外国の社会支出は各国の社会保険会計年度値が用いられることに合わせ、国内総生産も社会保険会計年度ベースに調整されている。イギリスは 4 月～3 月、アメリカは 10 月～9 月、その他の国は 1 月～12 月の値。

(出所) 「令和 3 年度社会保障費用統計」時系列表第 7 表より作成。

<出所：●参照 2 p8>

図表 2-8 医療支出（GDP に占める割合）

表7.1. GDPに占める医療支出、2022年（または直近年）



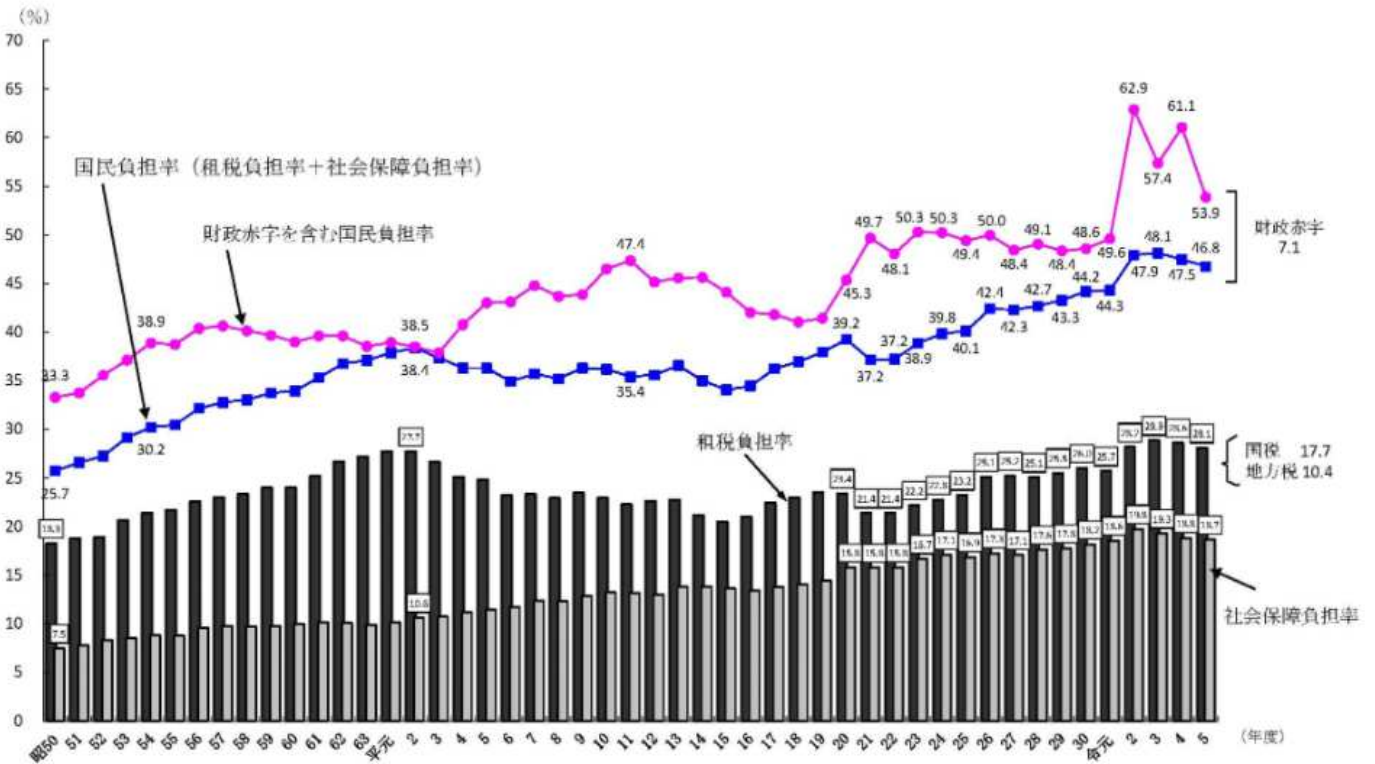
1. 2022年はOECD の推計。2. 2021 データ。3. 2020 データ。  
 出典: OECD Health Statistics 2023; WHO Global Health Expenditure Database.

StatLink <https://stat.link/5tof4d>

OECD 雇用局医療課『図表でみる医療 2023：日本』p9

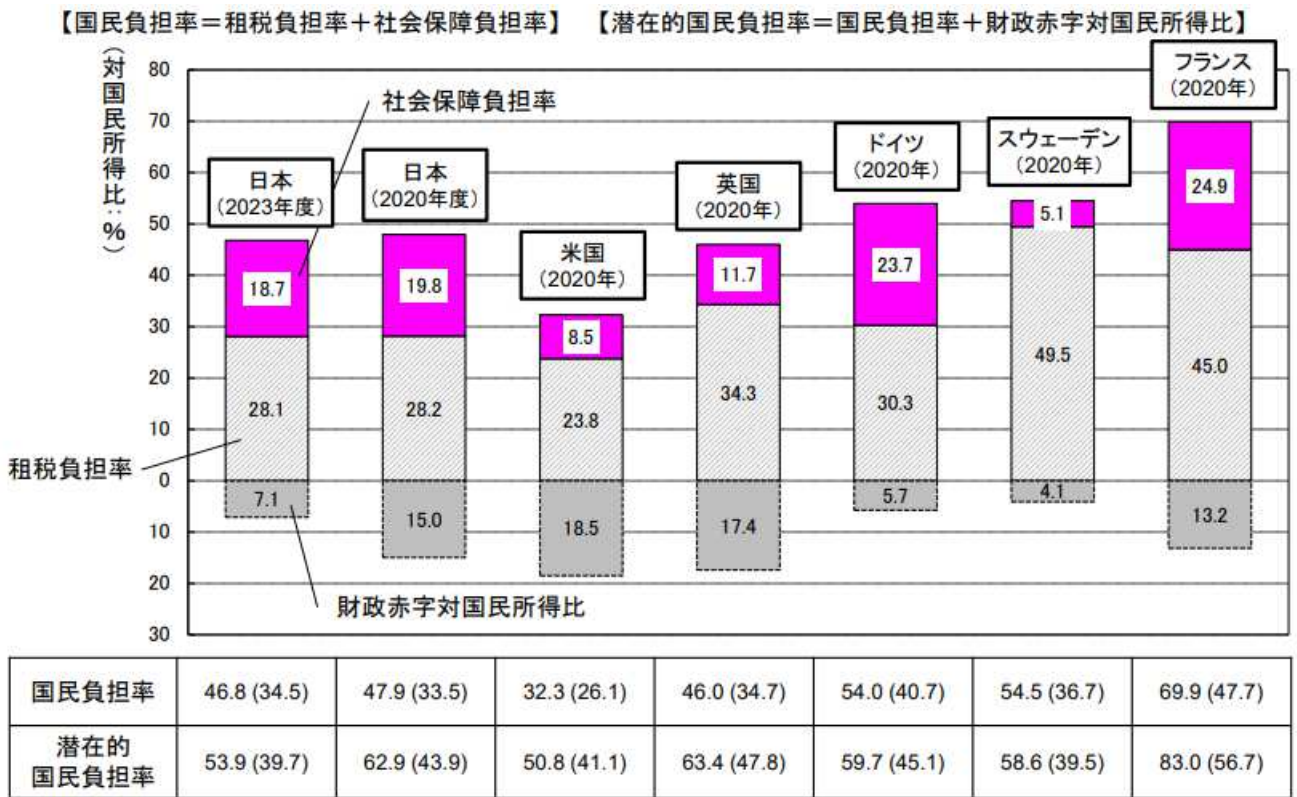
(<https://www.oecd.org/health/health-at-a-glance/Health-at-a-Glance-2023-Japan-Launch.pdf>)

図表 2-9 国民負担率の推移



財務省「負担率に関する資料」 ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a04.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a04.htm))

図表 2-10 国民負担率の国際比較

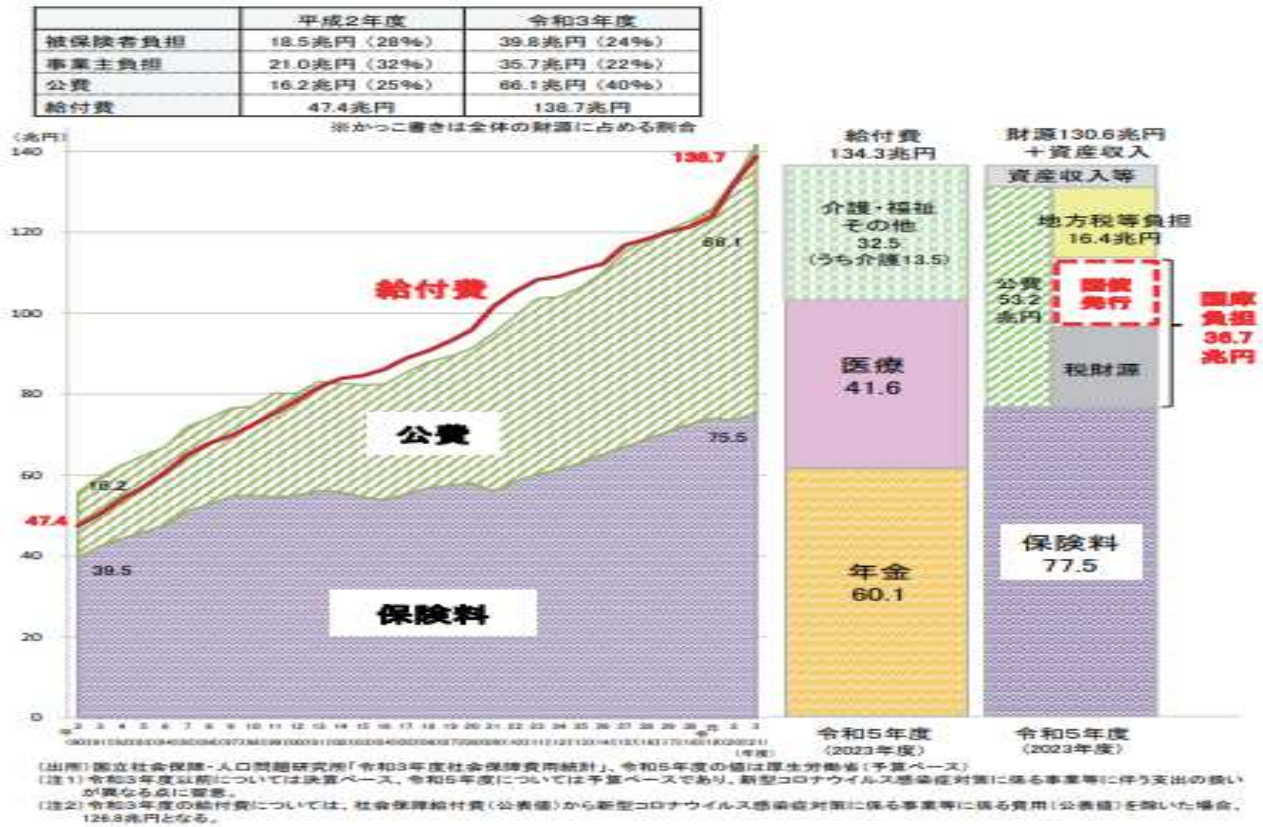


(注1) 日本の2023年度(令和5年度)は見通し、2020年度(令和2年度)は実績。諸外国は推計による2020年暫定値。  
 (注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。  
 ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。  
 (出典) 日本:内閣府「国民経済計算」等 諸外国:OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", "Economic Outlook 112"(2022年11月)

財務省「国民負担率」(2023(令和5)年度)

(<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/20230221.html>)

図表 2 - 1 1 社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

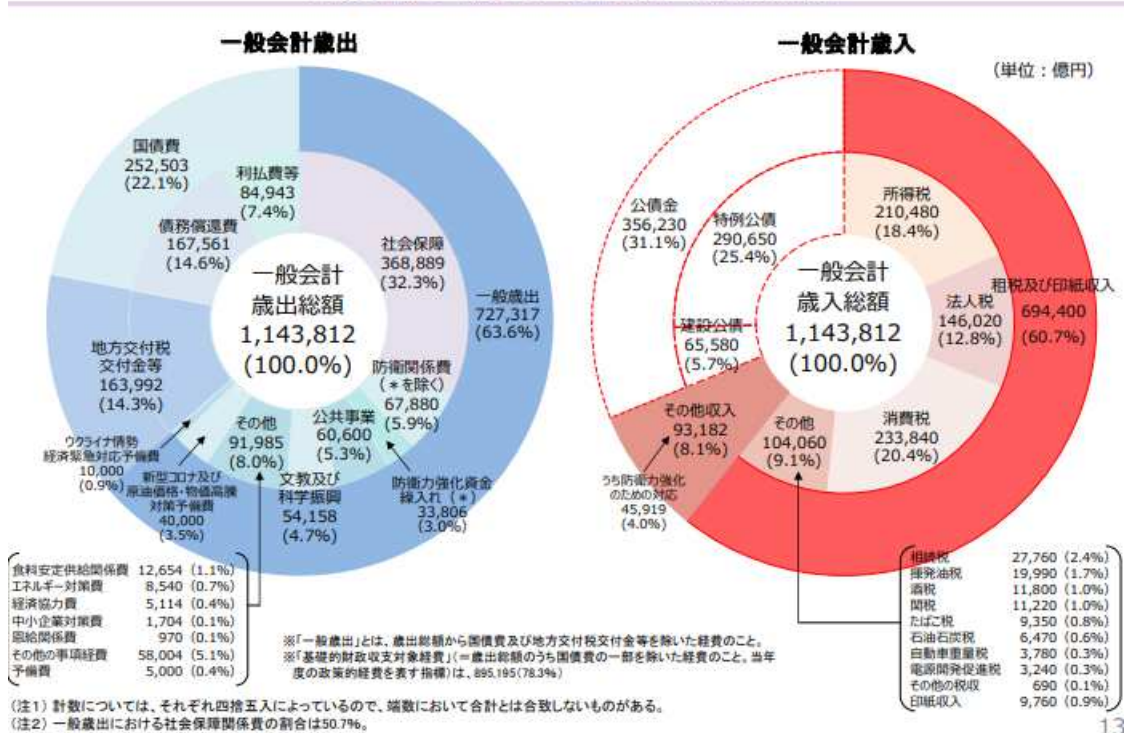


財務省「日本の財政関連資料」(2023(令和5)年10月) p27

([https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/202310\\_03.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/fiscal_condition/related_data/202310_03.pdf))

図表 2 - 1 2 一般会計当初予算 (令和5年度一般会計予算)

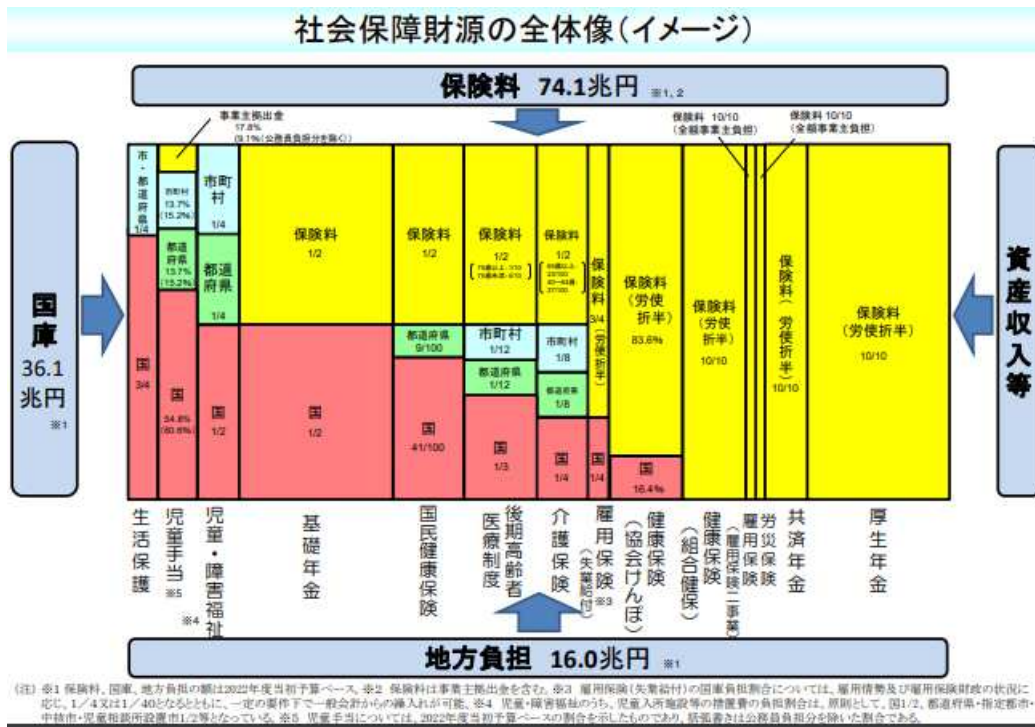
令和5年度一般会計予算 歳出・歳入の構成



財政制度等審議会財政制度分科会 (令和5年2月17日開催) 資料1 「令和5年度予算等」 p13

([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/proceedings/material/zaiseia20230217/01.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20230217/01.pdf))

図表 2-13 社会保障財源の全体像 (イメージ)



厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状 (2022年度予算ベース)」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000871404.pdf>)



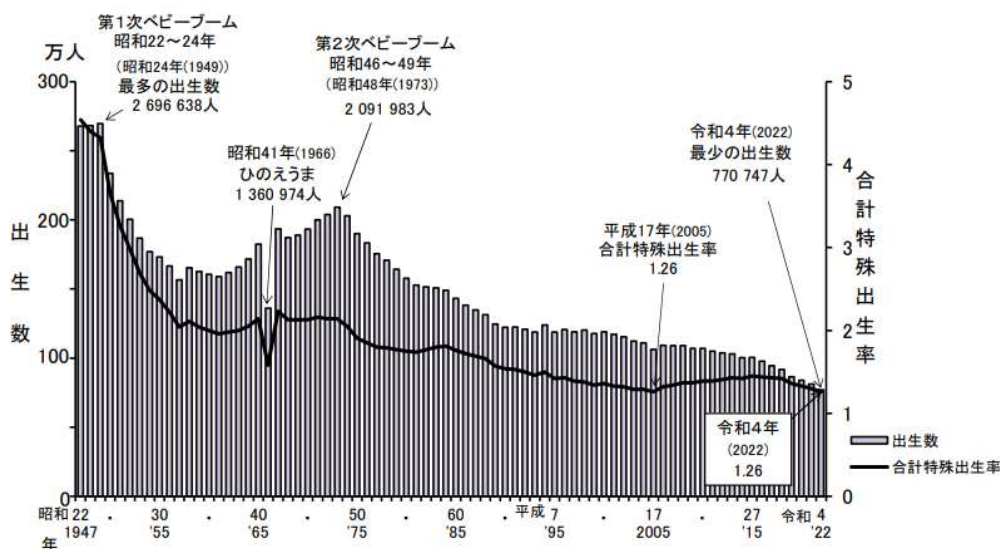
### 第3章 少子高齢化・雇用と社会保障

●参照3-1：内閣府：『高齢社会白書』令和5（2023）年版（令和4年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況）  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf_index.html)

●参照3-2 総務省統計局「労働力調査 基本集計 2022年（令和4年）平均結果」  
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/index1.pdf>

★2023年（<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>）は2024年3月29日掲載予定

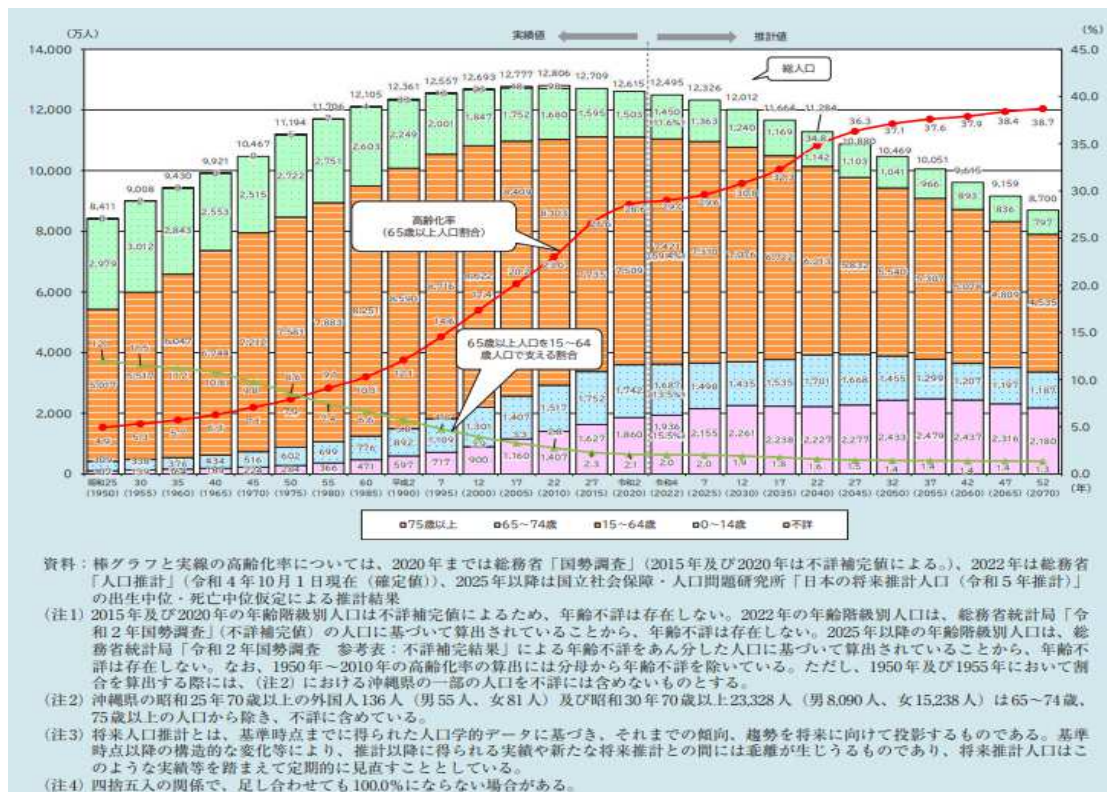
図表3-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」（令和4(2022)年）p4 図1

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/dl/kekka.pdf>

図表3-2 日本の人口の推移（高齢化の推移と将来推計）



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年是不詳補完による。）、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日現在（確定値）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」（不詳補完）の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含まないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

< 出所：●参照3-1 p4 図1-1-2 >

図表3-3 高齢化の現状

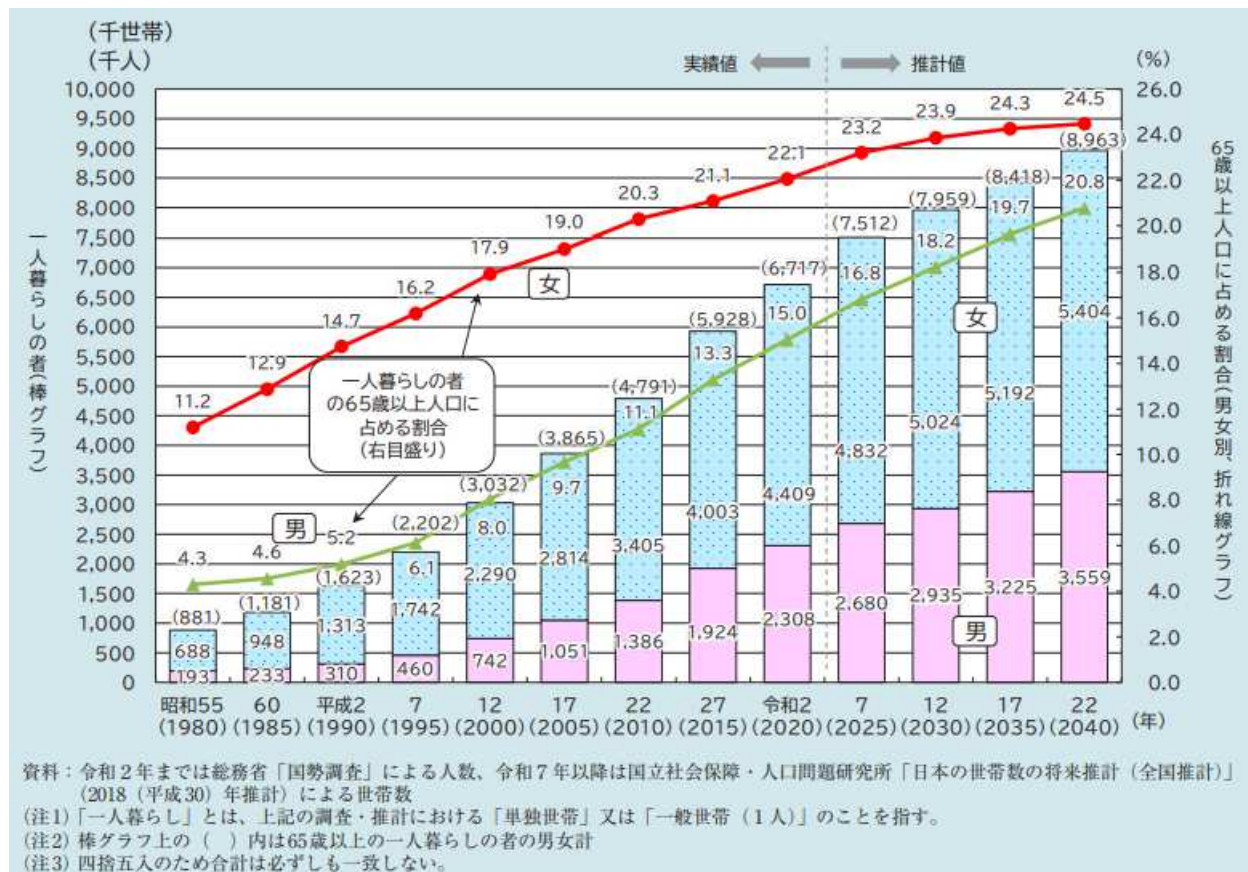
単位：万人（人口）、%（構成比）

		令和4年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,495	6,076	6,419
	65歳以上人口	3,624	1,573	2,051
	65～74歳人口	1,687	807	880
	75歳以上人口	1,936	766	1,171
	15～64歳人口	7,421	3,761	3,660
	15歳未満人口	1,450	743	707
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.0	25.9	32.0
	65～74歳人口	13.5	13.3	13.7
	75歳以上人口	15.5	12.6	18.2
	15～64歳人口	59.4	61.9	57.0
	15歳未満人口	11.6	12.2	11.0

資料：総務省「人口推計」令和4年10月1日（確定値）  
 (注1)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口  
 (注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

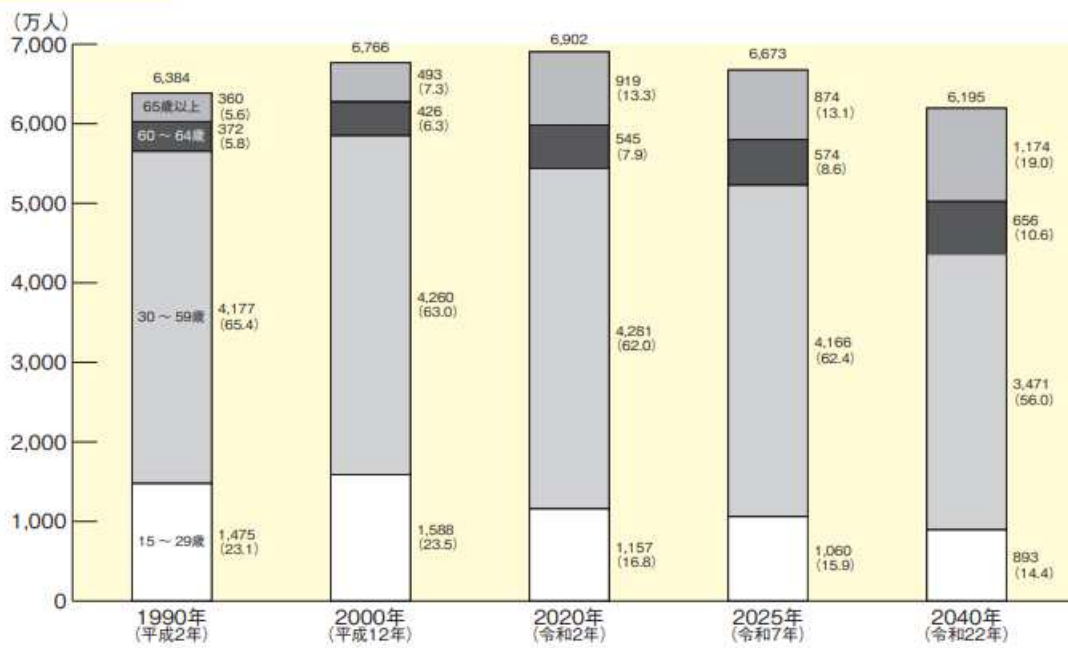
<出所：●参照3-1 p2 表1-1-1>

図表3-6 65歳以上の一人暮らしの者の動向



<出所：●参照3-1 p10 図1-1-9>

図表3-10 労働力人口の推移



資料：1990、2000、2020年は総務省統計局「労働力調査」、2025年、2040年は(独)労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計—労働力需給モデル(2018年度版)による将来推計—」。

- (注)
- ( )内は構成比
  - 表章単位未満の位で四捨五入してあるため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。
  - 2025年、2040年の推計値は、経済成長と労働参加が進むケース(各種の経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と、若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むシナリオ)。
  - 当該推計値は、「労働力調査」の2017年までの実績値を踏まえて推計しているのご留意されたい。

厚生労働省『厚生労働白書(令和5年版)』資料編p15「労働経済の基礎的資料/詳細データ①」

図表3-8 労働力人口と就業者数

<労働力人口と就業者数>

(前年比で労働力人口は▲5万人(▲0.1%)、就業者は+10万人(+0.1%)、  
就業率は60.9%(+0.5%)、雇用者は+25万人、完全失業率は2.6%(▲0.2%)

2022年平均	男女計			男			女		
	実数	対前年 増減	増減率 (%)	実数	対前年 増減	増減率 (%)	実数	対前年 増減	増減率 (%)
15歳以上人口	11038	-49	-0.4	5328	-23	-0.4	5711	-24	-0.4
(就業状態等)									
<b>労働力人口</b>	<b>6902</b>	<b>-5</b>	<b>-0.1</b>	<b>3805</b>	<b>-22</b>	<b>-0.6</b>	<b>3096</b>	<b>16</b>	<b>0.5</b>
就業者	6723	10	0.1	3699	-12	-0.3	3024	22	0.7
自主営業主	514	-9	-1.7	376	-10	-2.6	138	2	1.5
家族従業員	133	-6	-4.3	26	-2	-7.1	107	-5	-4.5
雇用者	6041	25	0.4	3276	-2	-0.1	2765	26	0.8
<b>完全失業者</b>	<b>179</b>	<b>-16</b>	<b>-8.2</b>	<b>107</b>	<b>-10</b>	<b>-8.5</b>	<b>73</b>	<b>-5</b>	<b>-6.4</b>
非労働力人口	4128	-43	-1.0	1518	-2	-0.1	2610	-41	-1.5
[完全失業率(%)]									
<b>総数</b>	<b>2.6</b>	<b>-0.2</b>	<b>---</b>	<b>2.8</b>	<b>-0.3</b>	<b>---</b>	<b>2.4</b>	<b>-0.1</b>	<b>---</b>
[労働力人口比率(%)]									
総数	62.5	0.4	---	71.4	0.1	---	54.2	0.7	---
[就業率(%)]									
<b>総数</b>	<b>60.9</b>	<b>0.5</b>	<b>---</b>	<b>69.4</b>	<b>0.3</b>	<b>---</b>	<b>53.0</b>	<b>0.8</b>	<b>---</b>

<出所:『労働力調査』基本集計2022年度統計表第1表抜粋>

<出所:●参照3-2結果の概要、原票より抜粋>

図表3-11 就業状態別人口

＜雇用の就業形態別の状況＞

(正規の職員・従業員は1万人の増加、非正規の職員・従業員は26万人の増、役員を除く雇用に占める非正規の職員・従業員の割合は36.9%(+0.2%))

雇用の就業状態別	2022年平均 (万人)								
	男女計			男			女		
	実数	対前年増減	増減率(%)	実数	対前年増減	増減率(%)	実数	対前年増減	増減率(%)
就業者	8723	10	0.1	3699	-12	-0.3	3024	22	0.7
自営業主	514	-9	-1.7	376	-10	-2.6	138	2	1.5
家族従業者	133	-8	-4.3	28	-2	-7.1	107	-5	-4.5
<b>雇用者</b>	<b>6041</b>	<b>25</b>	<b>0.4</b>	<b>3276</b>	<b>-2</b>	<b>-0.1</b>	<b>2765</b>	<b>26</b>	<b>0.9</b>
うち 役員を除く雇用者	5699	27	0.5	3017	1	0.0	2682	26	1.0
正規の職員・従業員	3597	1	0.0	2348	-14	-0.6	1250	16	1.3
非正規の職員・従業員	2101	26	1.3	669	16	2.5	1432	10	0.7
パート・アルバイト	1474	11	0.8	349	9	2.6	1126	3	0.3
パート	1021	-9	-0.3	124	1	0.8	897	-4	-0.4
アルバイト	453	14	3.2	224	7	3.2	229	7	3.2
労働者派遣事業所の派遣社員	149	8	5.7	59	6	11.3	90	2	2.3
契約社員	289	6	2.2	150	3	2.0	139	4	3.1
嘱託	112	-1	-0.9	71	-1	-1.4	41	-1	-2.4

＜出所：『労働力調査』基本集計2022年度統計表1-1表抜粋＞

＜出所：●参照3-2結果の概要、原票より抜粋＞

図表3-12 現職の雇用形態について主な理由別非正規の職員・従業員の内訳 (非正規の職員・従業員について主な理由別の内訳 (2022年平均))

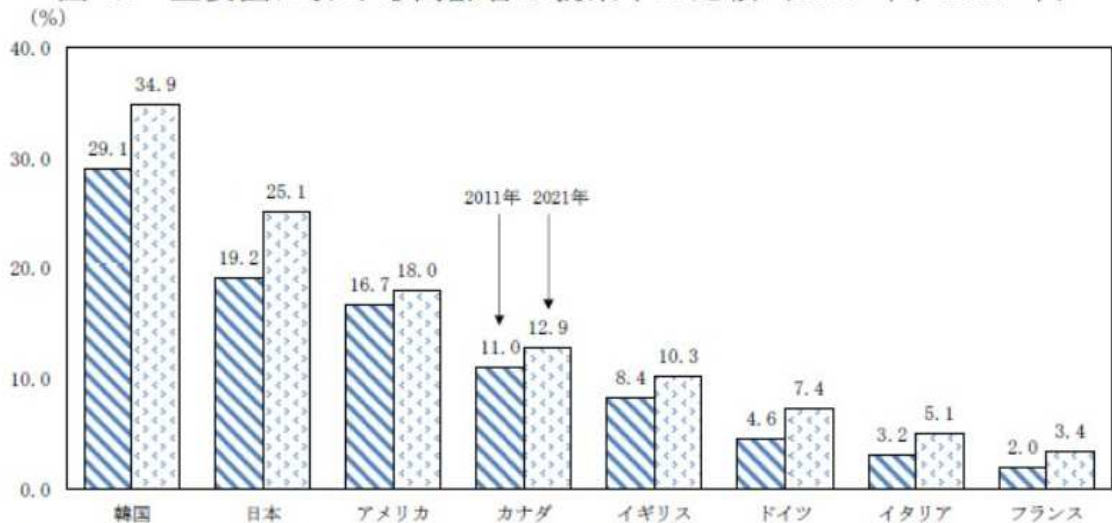
	男女計			男			女		
	実数	対前年増減	割合	実数	対前年増減	割合	実数	対前年増減	割合
非正規の職員・従業員	2101	26	-	669	16	-	1432	10	-
自分の都合のよい時間に働きたいから	679	22	33.5	199	12	31.2	480	10	34.5
家計の補助・学費等を得たいから	389	2	19.2	81	6	12.7	308	-4	22.1
家事・育児・介護等と両立しやすいから	222	3	10.9	8	0	1.3	214	3	15.4
通勤時間が短いから	95	-1	4.7	29	1	4.5	66	-1	4.7
専門的な技能等をいかせるから	165	-1	8.1	81	-1	12.7	84	2	6.0
正規の職員・従業員の仕事がないから	210	-6	10.3	103	-3	16.1	107	-3	7.7
その他	269	3	13.3	137	3	21.5	132	0	9.5

注) 1. 非正規の職員・従業員には、「現職の雇用形態について主な理由不詳」を含む。  
2. 割合は、現職の雇用形態について主な理由別内訳の合計に占める割合を示す。

＜出所：●参照3-2p3表2＞

図表3-9 高齢者の就業率の国際比較

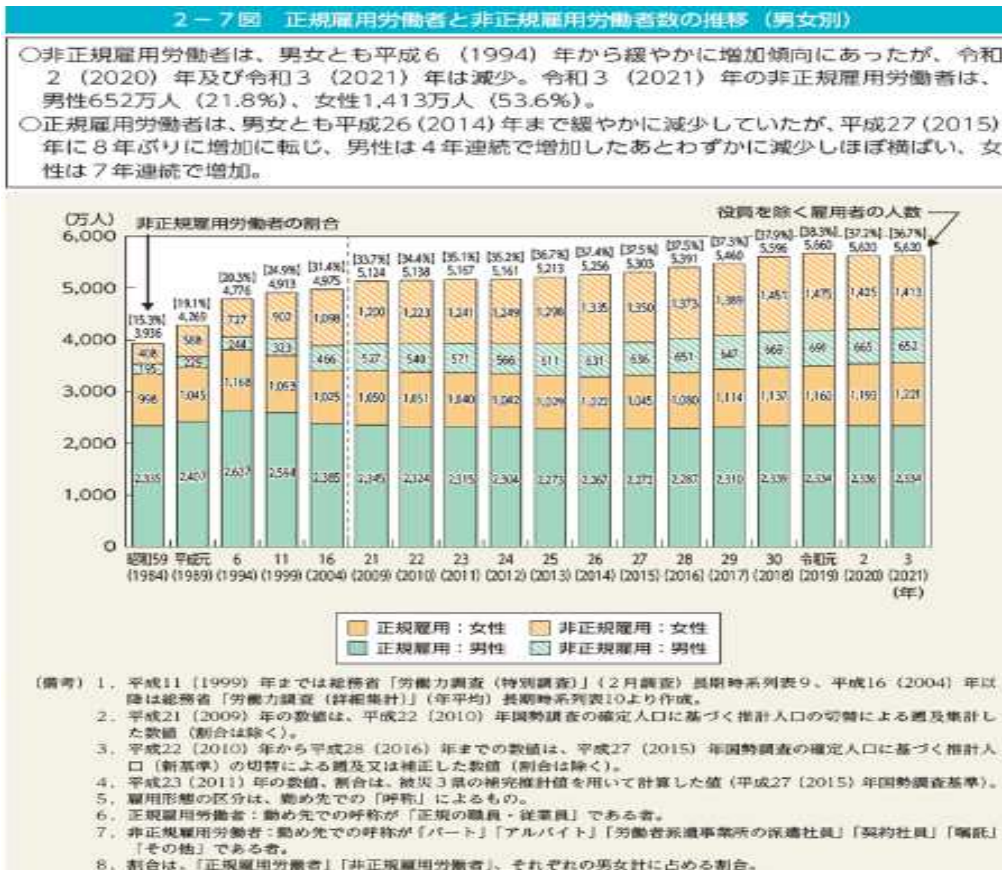
図12 主要国における高齢者の就業率の比較 (2011年、2021年)



資料：日本の値は、「労働力調査」(基本集計)、他国は、OECD.Stat

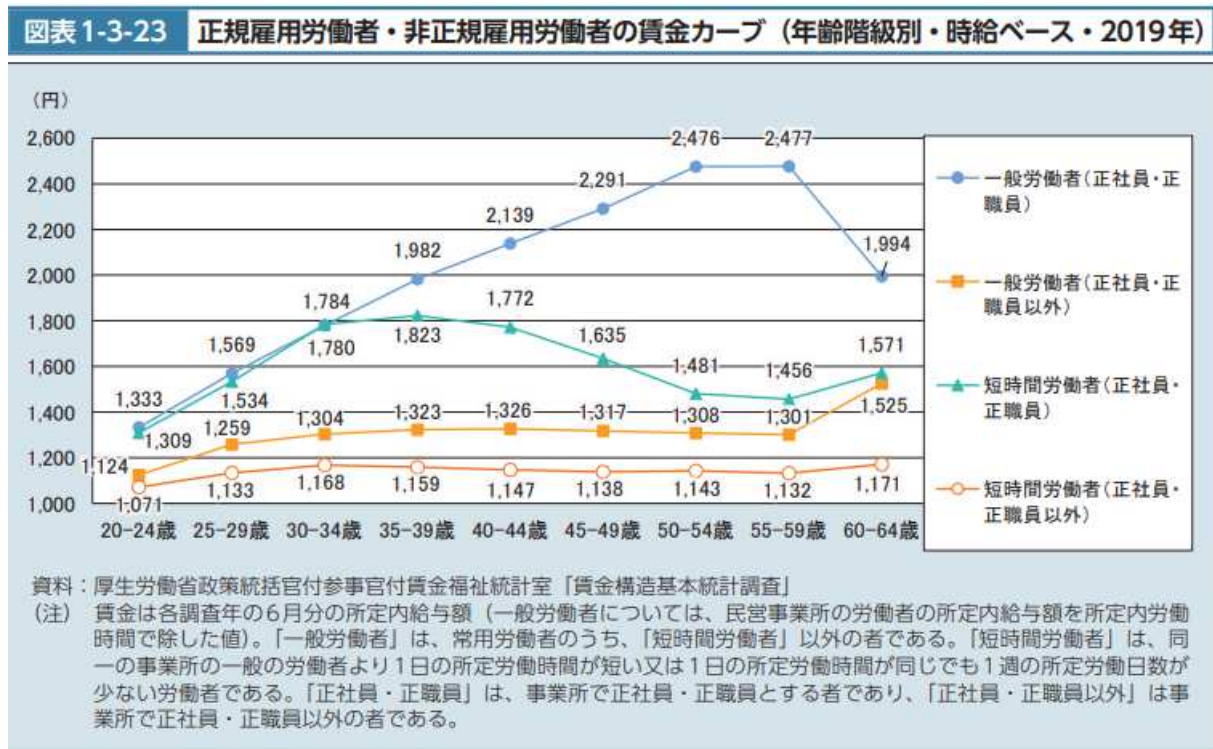
総務省統計局 HP (<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1322.html>) 図12

図表3-13 正規雇用と非正規雇用労働者の推移



『男女共同参画白書』（令和4年版）2-7 図 正規雇用労働者と非正規雇用労働者数の推移（男女別）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo02-07.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo02-07.html)

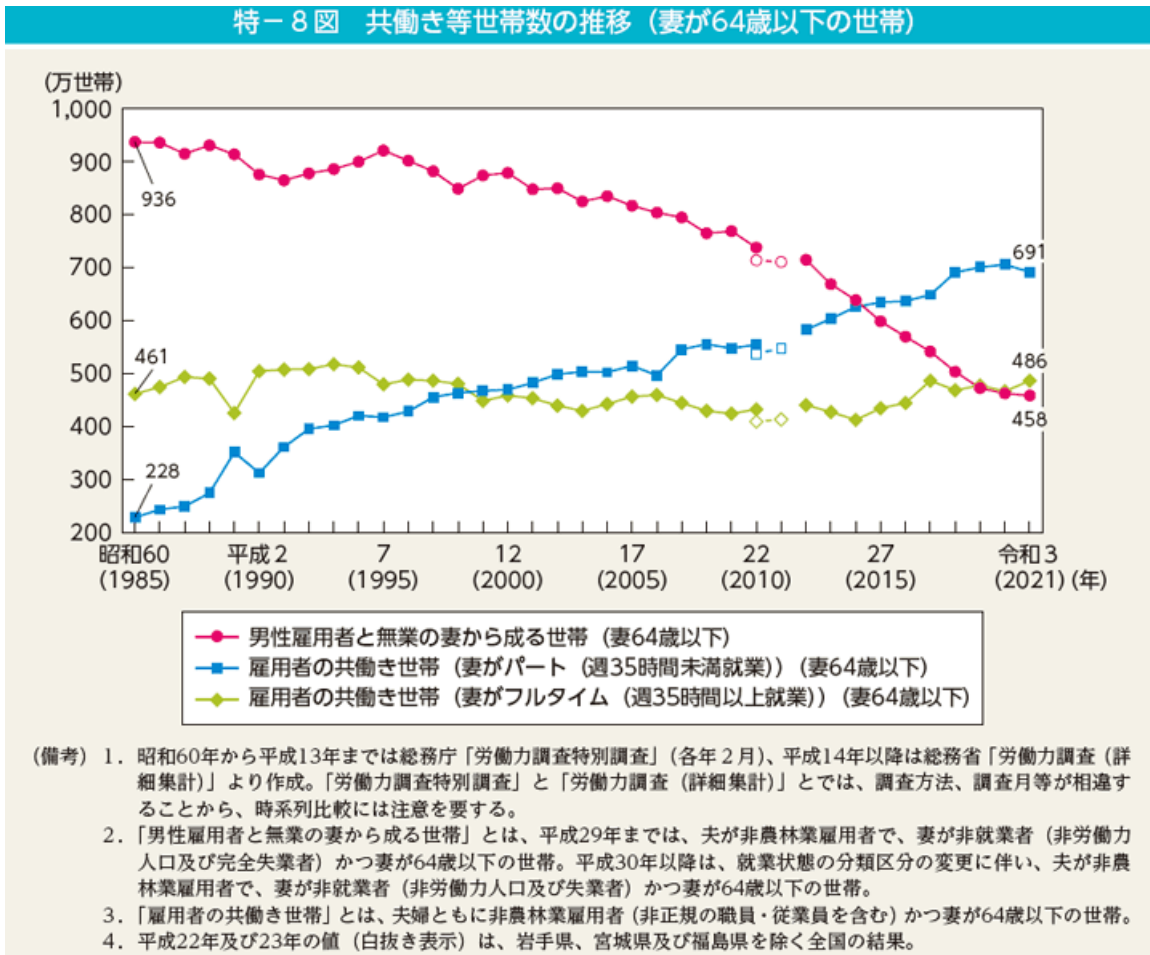
図表3-14 雇用形態別の賃金カーブ



厚生労働省『厚生労働白書（令和2年版）』第1章第3節 図表1-3-23

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/index.html>

図表3-15 共働き等世帯数の推移



『男女共同参画白書』（令和4年版）特-8図 共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-08.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-08.html)

図表3-16 若年無業者とフリーター数の推移

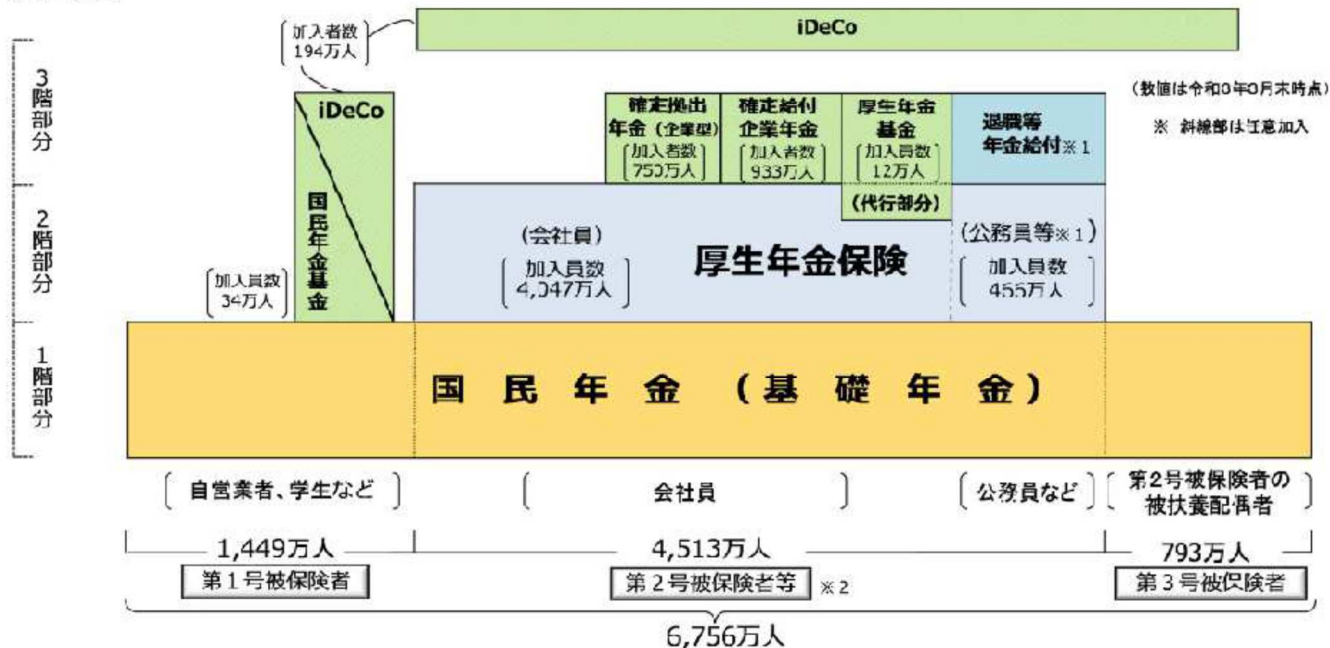


内閣府『子供・若者白書（令和4年版）』第3章第2節 第3-3図

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/pdf/s3\\_2-1.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/pdf/s3_2-1.pdf)

図表5-2 公的年金制度の仕組み

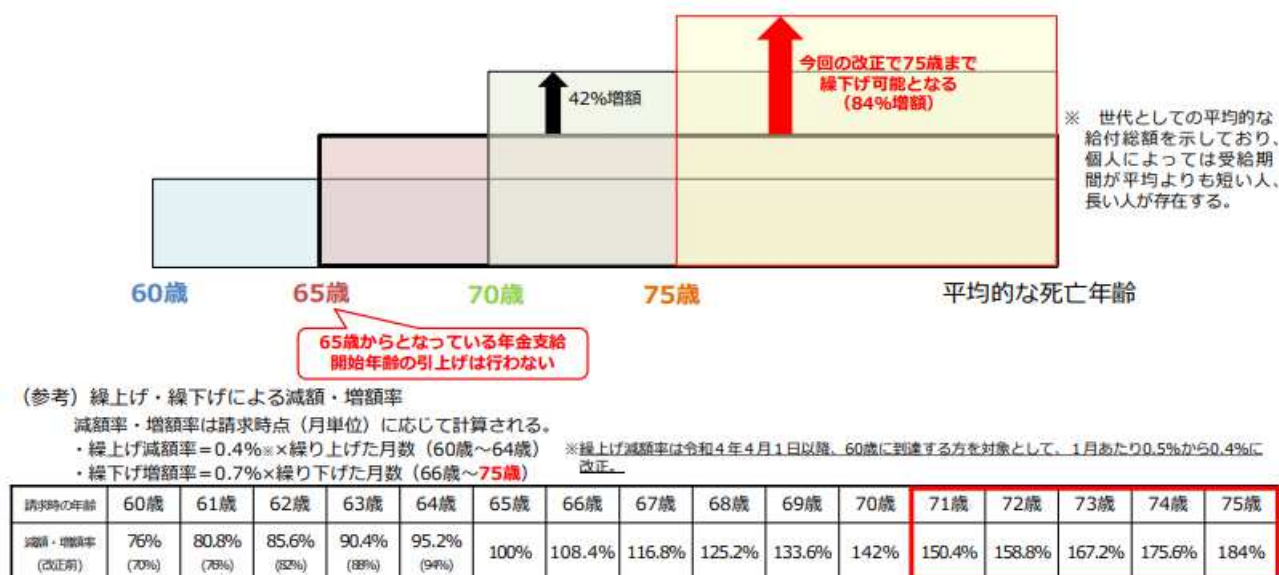
- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



厚生労働省「年金制度の仕組みと考え方/第2 公的年金制度の体系」p2

([https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\\_shikumi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html))

図表6-5 繰下げ受給・繰上げ受給のイメージ



厚生労働省[年金制度の仕組みと考え方]第11 老齢年金の繰下げ受給と繰上げ受給

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000961693.pdf>)

●参照8-1：厚生労働省「医療費の一部負担(自己負担)割合について」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info02d-37.pdf>)

●参照8-2：厚生労働省「我が国の医療保険について」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html))

図表8-2 主な医療保険制度の加入者数

(令和3年度末現在)

		保険者数 (運営主体)	適用事業所数
健康保険	協会(一般)	1	2,488,577
	組合健保	1,388	99,918
	法第3条第2項被保険者	1	430
船員保険		1	5,607
共済組合	国共済	20	...
	地共済	64	...
	私学共済	1	14,802
	計	85	14,802
国民健康保険	市町村国保	1,716	-
	国保組合	161	-
	計	1,877	-
後期高齢者医療制度		47	-

厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」p3

([https://www.mhlw.go.jp/content/kiso\\_r03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/kiso_r03.pdf))

図表8-3 医療保険における一部負担金



<出所：●参照8-1>



図表 8 - 7 医療保険制度における患者一部負担金の推移

### 医療保険制度の患者一部負担の推移

～昭和47年 12月	昭和48年1月～	昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成 14年 10月～	平成 15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～	令和4年10月～	
老人医療費 支給制度前	老人医療費支給制度 (老人福祉法)	老人保健制度					後期高齢者医療制度			
国保 3割	なし	入院300円/日 外来400円/月	→1,000円/ 日 →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) ×診療所は定額 制を選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2 割)	定率1割負 担 (現役並み所 得者3割)	75歳以上	1割負担 (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割、 現役並み所得者以外の一定 所得以上の者2割)	
被用者本人 定額 負担								2割負担 (現役並み所得者3割) ※平成26年3月末までに 70歳に達している者1割 (平成26年4月以降70歳になる者から2割)		
被用者家族 5割	若人	国保 3割 高額療養費創設(348～)	入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割 (H14年10月～))	入院2割 外来2割+薬剤一部負担	3割 薬剤一部負 担の廃止	3割	70歳未 満	3割 (義務教育就学前2割)		
	被用者本人	定額 →1割(358～) 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担							
被用者家族	被用者本人	3割(348～) →入院2割(358～) 高額療養費創設 外来3割(348～)	入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割 (H14年10月～))							

(注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。  
 ・平成6年10月に入院時食料療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設  
 ・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

< 出所：●参照 8 - 2 >

図表 9 - 5 高額療養費の自己負担限度額

### 患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額(現行)

年齢	収入・所得	負担割合	月単位の上限額(円)	
			外來(個人ごと)	総額
70歳未満	年収約1,160万円～ 健保：標準83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	3割	252,600+	(医療費-842,000)×1% <多数回該当：140,100>
	年収約770～約1,160万円 健保：標準53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円		167,400+	(医療費-558,000)×1% <多数回該当：93,000>
	年収約370～約770万円 健保：標準28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円		80,100+	(医療費-267,000)×1% <多数回該当：44,400>
	～年収約370万円 健保：標準26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下		57,600	<多数回該当：44,400>
	住民税非課税		35,400	<多数回該当：24,600>
70歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 健保：標準28万円以上 国保：課税所得145万以上	3割	44,400	80,100+(総医療費- 267,000)×1% <多数回：44,400>
	一般(～年収約370万円) 健保：標準26万円以下(※1) 国保：課税所得145万円未満(※1)(※2)	2割 (※3)	12,000 (※4)	44,400 (※4)
	住民税非課税		8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000
75歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 課税所得145万以上	3割	44,400	80,100+(総医療費- 267,000)×1% <多数回：44,400>
	一般(～年収約370万円) 課税所得145万円未満(※1)(※2)	1割	12,000	44,400
	住民税非課税		8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。  
 ※2 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※3 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

※4 2割負担の場合は62,100円(外来24,600円)とされていたが、平成26年4月より1割負担だった際の限度額に据え置き。

< 出所：●参照 8 - 1 >

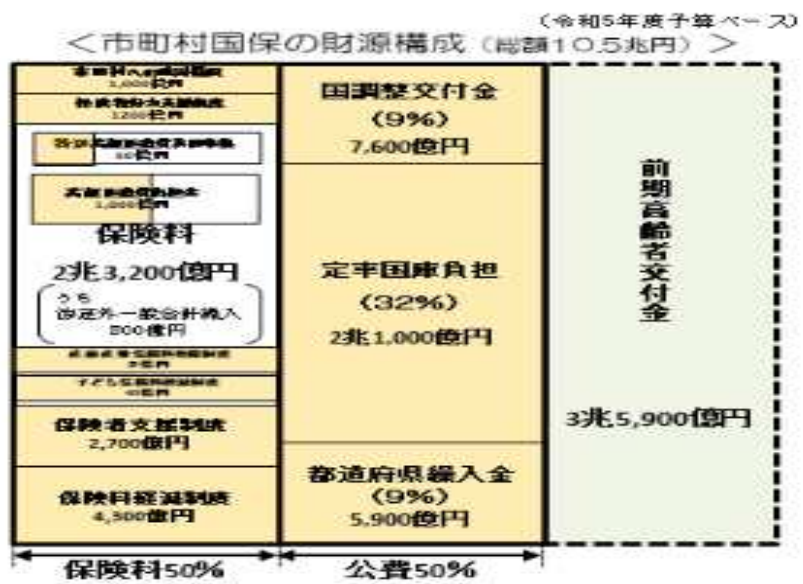
図表10-2 各医療保険保険者と加入者の比較

各保険者の比較					
	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 (被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人)	2,838万人 (被保険者1,841万人 被扶養者1,197万人)	869万人 (被保険者477万人 被扶養者392万人)	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 (一世帯当たり 140万円)	169万円 (一世帯当たり(※3) 272万円)	237万円 (一世帯当たり(※3) 408万円)	252万円 (一世帯当たり(※3) 458万円)	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.5万円)	12.2万円<24.4万円> (被保険者一人当たり 19.6万円<39.2万円>)	13.5万円<29.5万円> (被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>)	14.2万円<28.5万円> (被保険者一人当たり 25.9万円<51.8万円>)	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和5年度予算ベース)	4兆1,487億円 (国2兆9,879億円)	1兆2,630億円 (全額国費)	731億円 (全額国費)		8兆9,293億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。  
(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「給付者金額(収入総額から必要経費、給付所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で割ったもの、(市町村国保)「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。  
協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬月額」から「給与所得控除」に相当する額を差し引いたものを、年度平均加入者数で割った参考値である(令和3年度報酬に基づき算出)。  
(※3) 被保険者一人当たりの金額を示す。  
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は前年分保険料認定額、組合健保は決算における保険料額を基に推計、保険料額に介護分は含まない。  
(※5) 介護給付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

<出所：●参照8-2>

図表10-3 国保の財政構造



<出所：●参照8-2>

図表10-5 後期高齢者医療制度の財源

図表10-6 前期高齢者医療にかかる財政調整

- 国保と被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現しているが、所得が高く医療費の低い現役世代は被用者保険に多く加入する一方、退職して所得が下がり医療費が高い高齢期になると国保に加入するといった構造的な課題がある。このため、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上について現役世代からの支援金と公費で約9割を賅うとともに、65歳～74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設けている。
- 旧老人保健制度において「若人と高齢者の費用負担関係が不明確」といった批判があったことを踏まえ、75歳以上を対象とする制度を設け、世代間の負担の明確化等を図っている。

### 後期高齢者医療制度

**<対象者数>**  
75歳以上の高齢者 約1,970万人

**<後期高齢者医療費>**  
19.2兆円（令和5年度予算ベース）  
給付費 17.7兆円  
患者負担 1.6兆円

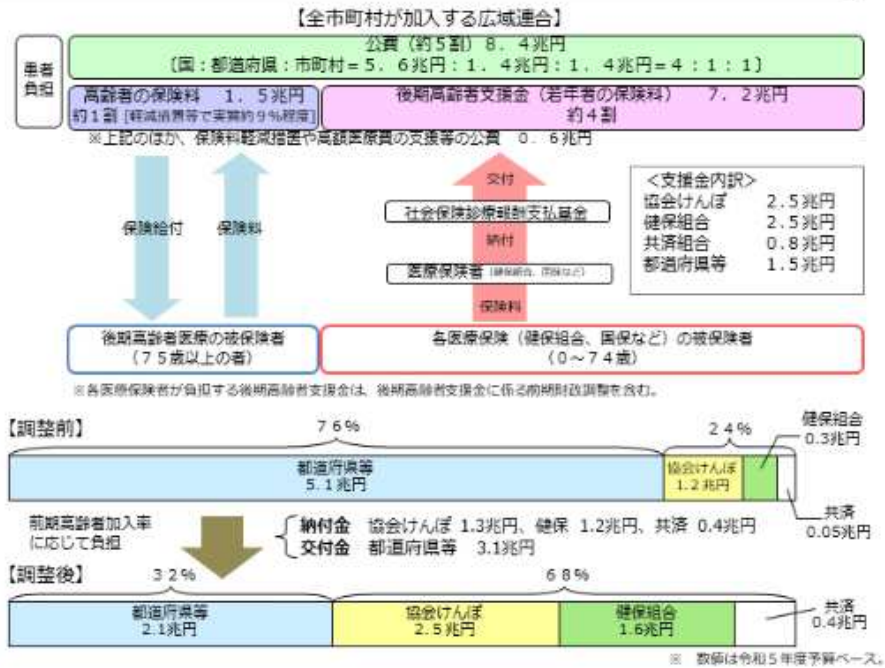
**<保険料額（令和4・5年度見込）>**  
全国平均 約6,470円/月  
※ 基礎年金のみを受給されている方は約1,190円/月

---

### 前期高齢者に係る財政調整

**<対象者数>**  
65～74歳の高齢者 約1,530万人

**<前期高齢者給付費>**  
6.7兆円  
（令和5年度予算ベース）

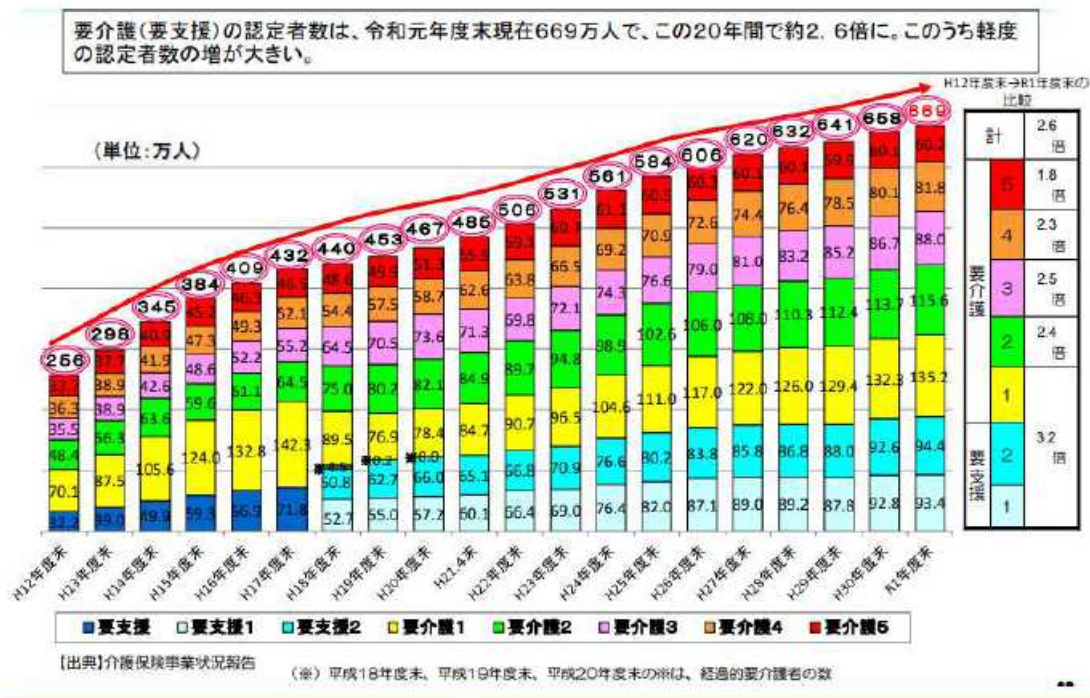


<出所：●参照8-2>

# 第11章 介護保険制度

図表11-8 要介護・要支援認定者、介護サービス受給者数の推移（要介護度別認定者数の推移）

## <要介護度別認定者数の推移>


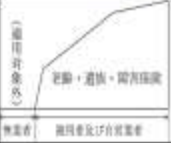


## <出所:「介護保険制度をめぐる最近の動向について」p23>

社会保障審議会（介護保険部会）「介護保険制度をめぐる最近の動向について」（2022年3月24日参考資料1）(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000938165.pdf>)

# 第14章 諸外国の社会保障制度

図表14-1 年金制度の国際比較

	日本	アメリカ	英国	ドイツ(※2)	フランス(※2)	スウェーデン(※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者	居住している被用者 は原則加入 (注)医師、弁護士等の 一部の自営業者も加入	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者 (※3)
保険料率 (一般被用者 の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,520円 (2023年度額)	12.4% (労使折半)	25.8%(※4) 〔本人：12.0% 事業主：13.8%〕	18.6% (労使折半)	17.75%(※5) 〔本人：7.30% 事業主：10.45%〕	17.21%(※6) 〔本人：7.0% 事業主：10.21%〕
支給開始年齢 (※7)	厚生年金保険 ・男性：64歳 ・女性：62歳 (注)男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引き上げ予定 国民年金(基礎年金) 65歳	66歳 (注)2027年までに 67歳に引き上げ予定	66歳 (注)2028年までに67歳 に引き上げ予定 (注)2046年までに68歳 に引き上げ予定	66歳 (注)2031年までに 67歳に引き上げ予定	満額拠出期間(※8) を満たす場合 62歳 (注)2030年までに 64歳に引き上げ予定 満額拠出期間 を満たさない場合 67歳	— (注)63歳以降本人が 支給開始時期を選択 (注)2026年までに64歳 に引き上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当)(※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注)プレミアム年金は 積立方式

※1 2023年4月1日時点  
 ※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。  
 ※3 スウェーデンの保証年金は、低・無業者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU国籍等(うち1年以上はスウェーデン)での居住又は就労歴が必要。  
 ※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。  
 ※5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。  
 ※6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。  
 ※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。  
 ※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1958～60年生まれの者は41年9か月(157四半期)であるが、段階的に延長されており、1965年生まれの者以降は43年(172四半期)となる予定。  
 ※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ。老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。  
 資料出所： 各国政府の発表資料、ほか

厚生労働省「主要国の年金制度の国際比較」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001089775.pdf>)